

No.	内容	具体的内容	規制の根拠	現状と理由
1	公用車の保有状況調査	<p>毎年「大阪府自動車NOx・PM総量削減計画」の一環として実施される公用車の保有状況調査について、煩雑な事務であるため廃止するべきであると考える。</p> <p>今年度はまだ依頼は来ていないが、今後実施予定であるならば、廃止することを希望する。</p>	大阪府自動車NOx・PM総量削減計画	<p>大阪府自動車NOx・PM総量削減計画の一環で毎年公用車の保有状況調査を実施しているが、全庁の取りまとめはもちろん、各課の庶務担当に多大な負担を強いている。</p> <p>本市ではすでにリース等で低公害車の導入を進めており、現状以上に普及することは困難な状況である。</p> <p>そのため、時間のかかる調査であるわりに、計画にある「低公害車の普及」の促進や現状把握に寄与できていないかは疑問である。</p>
2	地縁団体の認可要件の一つである「構成員」について、全ての個人が対象	地縁団体認可の要件である「構成員」の扱いを、「個人」から「世帯」とすべき	地方自治法第260条の2 第2項 第3号	<p>現在の認可要件の一つである「構成員」は、個人毎での取り扱いとなっているが、地縁による団体(とりわけ自治会)については、古来より組織の意思決定は世帯毎に行われてきているのが実態である。</p> <p>また、構成員名簿の作成については、団体が個人情報を保管する必要を考慮すると、名簿の数は少ない方(世帯主のみ)が管理しやすく、また、リスクも低い。</p> <p>同法の目的は、団体名義で資産を保有できることのみを目的としていることから、「その相当数の者が現に構成員となっていること」を確認するためだけの資料として、多くの個人名簿を徴収する労力や情報管理のリスクを伴う要件は、認可申請にあたって大きな弊害となっているのが現状であり、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるもの」とするのではなく、「その区域に住所を有するすべての世帯は構成員となることができるもの」とすべきである。</p>

3	暴力団排除条例の施行に関する府警への照会	<p>通常、行政間での照会・回答のやり取りについては、その行政間での取り決め(覚書等)が無くても、文書による照会があれば、それに対する文書による回答を行う運用がなされているところです。</p> <p>暴力団排除条例の施行に関する行政間(大阪府警と各自治体間)での照会・回答(暴力団員及び暴力団密接関係者の該当の有無の照会回答)のやり取りについては、「覚書」を各自治体と大阪府警察本部及び各所轄警察署との間で締結済みでない場合は、たとえ当該自治体において暴力団排除条例が施行されている状況で、かつ、暴力団員及び暴力団密接関係者の該当の有無に関する文書による照会であっても、大阪府警察本部及び各所轄警察署からは口頭(電話)による回答のみで、文書による回答を行っていただけません。</p> <p>府条例第9条(市町村への協力)の規定に「府は、市町村が暴力団の排除のための施策を講じられるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。」とあることから、前述したように、通常、行政間での照会・回答のやり取りのごとく、文書による照会があれば、文書による回答を行っていただくよう要望します。</p>		<p>本市は、暴力団排除条例(以下「市条例」と略す。)を制定し、施行しています。また、大阪府ではこれに先行して、平成23年度から大阪府暴力団排除条例(以下「府条例」と略す。)を施行されています。市条例の施行にあたり、暴力団員及び暴力団密接関係者の排除を徹底するため、本市は大阪府警察本部及び所轄警察署との相互協力や連絡協議体制の確立について、「覚書」(以下「覚書」と略す。)を締結する手続きを進めているところです。</p> <p>現在、本市では、市条例は施行されていますが、覚書の締結が済んでいないために、大阪府警察本部及び所轄警察署に対して、暴力団員及び暴力団密接関係者の該当の有無に関する照会を行っても、大阪府警察本部及び所轄警察署から、文書による回答をもらえる状況にはありません。府条例と市条例とも、暴力団員及び暴力団密接関係者の排除の目的は同じであるので、覚書締結を経ずとも、文書による照会回答に応じてもらえるよう、取り扱いを改めてもらいたい。</p>
4	家電リサイクル法について	<ul style="list-style-type: none"> 「デポジット制度」の導入など、不法投棄等の処理に伴う市町村の負担軽減に向けた処理手続の見直し。 小売業者に引取義務が課せられていない対象家電(義務外品)の見直し及び義務外品処理に係る対応策の実施。 	特定家庭用機器再品化法(平成10年法律第97号)第6条、第9条	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度は前払い制度となっていないため不法投棄される事案が多く、これら进行处理するために自治体が処理費用を負担しなければなりません。そのため、商品代金に処理費用を上乗した前払い制度(デポジット制度)とすることで不法投棄を防ぐことができると考えます。あわせて、製造者の拡大生産者責任も図ることができると考えます。 現行の引き取り制度では、小売業者が過去に自ら販売したものと買い換えの際に引き取りを求められたもののみが対象となっており、いわゆる引き取り義務外品については法制上何らの手だてもされていないことから、引き取り義務外品についても円滑に引き取り、リサイクルができるような法整備が必要と考えます。

5	容器包装リサイクル法について	<ul style="list-style-type: none"> ・「デポジット制度」の導入。 ・ガラス製容器包装について、資源有効利用促進法における指定表示製品とし、無色、茶色、その他色の表示を義務化。 	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法では、自治体が分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うことになっていますが、現状では、自治体の経費負担が重く、事業者も一部負担はしているものの、その負担は比較的軽いものとなっています。 したがって、自治体に義務付けられている収集運搬や中間処理に係る費用を拡大生産者責任に基づき事業者負担とすること、リサイクルに係る全経費を製品価格に内在化させること、また、デポジット制度の導入を含めた制度の見直しなど発生抑制・再使用への取り組みを促進することなどが必要であると考えます。 ・ガラス製容器は、無色、茶色、その他の色の3種類に区分する必要がある、見分け方が難しい商品も多く、市民が分別排出する際や中間処理施設での選別する際の混乱原因となっています。 この改善策として、ペットボトル同様に色の規格を無色のみとし、形状については適当な種類に規格を統一することを望みますが、仮にこれ自体が困難であっても、資源有効利用促進法における指定表示製品に追加し、無色、茶色、その他の色の表示を義務化すべきであると考えます。
6	資源有効利用促進法について	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となるパーソナルコンピュータのすべての機器に対する、デポジット制度の導入。 ・排出者の申し込み手続の簡素化。 	<p>資源の有効利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄された指定機器を自治体が回収し、製造等事業者を引き渡す場合のリサイクル費用や収集運搬費用について、拡大生産者責任の観点から、自治体の負担ではなく製造等事業者の費用負担とすべきであると考えています。 ・排出者は製品ごとに製造等事業者に申し込むが、本体とモニターが異なる場合もあり、この場合申込手続が煩雑になっている。したがって、手続を簡素化することで事業者による製品の回収及びリサイクルがより進み、資源の有効利用が促進されると思います。
7	老人福祉法第11条による老人保護措置について	<p>老人福祉法第10条の4及び第11条に基づく「老人保護措置事務のマニュアル」が平成20年以來改定されていないように思うが、措置におけるケース対応について、あるいは、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱い細則について」(老計発第0124001号)における必要経費の取扱いの中で、医療費の管理費や判定の仕方等、具体的にQ&A等を掲載してほしい。</p>	<p>老人福祉法第10条の4及び第11条</p>	

8	老人福祉法第11条による老人保護措置について	<p>措置における措置費支弁基準は「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針」(厚生労働省老健局長通知)によって定められている。その中の特別事務費の「介護サービス利用者負担加算」については、高額介護サービス費の適用を優先させることとなっている。しかし、高額介護サービス費の第1回目の決定は、国保連を通して介護サービス費の決定をし、高額介護サービス費の申請書を提出して、決定するまでに大体3か月程度かかる。請求事務が3か月も遅れると、年度末等に請求書の確認を取ることが困難になる。</p> <p>また、措置事務と高額介護サービス費の事務について行っている担当係が分かれていることが多く、高額サービス費の利用がなされていることに気づきにくいことも問題である。</p>	老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針	
9	修学資金、技能修得資金の貸付申請や高等技能訓練促進費の手続について	<p>修学資金や高等技能訓練促進費の手続について府に質問をすると、担当者によって答えが違うことがあり、申請者に迷惑をかけることがある。</p> <p>例としては必要書類の内容、対象となる資格の種類、2年目以降の教科書代が貸付の対象となるか否か、など。</p> <p>度重なる要綱等の改正により制度が複雑になっていることもあり、府の担当職員間で見解を統一してほしい。</p>		

10	「認可外保育施設運営支援事業」における財源措置について	<p>国と地方自治体が一体的に取り組む待機児童解消先取りプロジェクト事業による、安心こども基金を活用した「認可外保育施設運営支援事業」においては、補助率が国 1/2 府 1/4 市 1/4と定められているが、府の財源の有無に関わらず、国の補助分については、財源を措置していただきたい。</p> <p>なお、今般、国においては、待機児童解消に向け、できる限りの支援策を講じるとされており、府においても、同様に柔軟な対応を図られるよう検討していただきたい。</p>	<p>「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（雇児発第0305）</p>	<p>喫緊の課題である保育所の待機児童の解消は、本市において最重要課題の一つであり、府の財源の有無に関わらず、安心こども基金を活用し、事業を推進することは、市民サービスの向上に寄与するとともに、今後、国と地方が一体となって取り組む「待機児童解消加速化プラン」の実現に、合致するものである。</p>
11	特定建設作業実施届出書の届出義務について	<p>特定建設作業を伴う建設工事の元請け業者は作業開始の7日前までに「特定建設作業実施届出書」を市町村へ届け出なければならず届出をしなかった者は十万円以下の罰金とする、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定の周知を府内の建設業者に対し徹底していただきたい。</p>	<p>騒音規制法第14条第1項、振動規制法第14条第1項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項、同第118条第8号</p>	<p>7日前までの届出が遅れた場合には、厳密に言えば届出義務違反となり罰則の対象となるが、届出がない限り特定建設作業が行われているか把握する方法がないことから、現状では、住民からの通報を元に現地確認等のうえ、罰則は適用せず速やかな届出を指導することで対応している。このため、法及び府条例に規定する届出7日後の着工に先立ち行われた特定建設作業を黙認している状況にある。なお、このような違反事例は、本市では毎年度100件前後発生しており、かつ、その約半数は市外業者によるものである。</p> <p>このような状況の中、住民が、未届による特定建設作業をとらえて市に対して罰則の適用を申し出る事例も発生している。</p> <p>本市は、届出前の建設業者と接触する手段を持たず事前周知の機会を得ることが困難であり、市外業者に対してはなおさらであるため、府において、建設業免許に関係する部署で事業者への指導、周知等を徹底していただきたい。</p>
12	市決定等の都市計画案件にかかる手続きについて	<p>市の都市計画決定等に係る大阪府知事との協議については市の考えや意見を尊重し、市が主体的に都市計画決定等ができるよう努めて頂きたい。</p>	<p>都市計画法第19条第3項</p>	<p>平成23年度の都市計画法第19条第3項の改正により、市の都市計画決定にあたっては都道府知事との協議が必要であるが、同意は不要となっているにも関わらず、法改正前の府知事の同意を得るのと同様の手続きを要しているため。</p> <p>また、法に基づく協議に入る前の意見照会等の手続きを簡素化することにより、スピード感を持って対応して頂きたい。</p>

13	生産緑地地区の変更等に係る都市計画図書の簡素化について	生産緑地地区の変更等に係る都市計画図書は簡素化すべき	都市計画法第14条(都市計画の図書) 平成14年5月大阪府発行 都市計画の手続(生産緑地)	生産緑地地区の変更等は、主に公共施設の設置及び行為制限の解除を行った生産緑地について、府の協議を経て本市都市計画審議会で審議されている。 図書の作成はそのための資料の役割を果たしているが、都市計画法に規定されている資料(法定図書と言われるもの 総括図、計画図及び計画書)のみで十分であると思われる。 上記「都市計画の手続」では、法定図書以外に新旧対照図等を作成することになっているが、作成する側の市の作業量、負担が大きい。そのため、不要であると思われるが、その必要性及び用途を明確に示していただきたい。
14	浄化槽法10条に基づく保守点検等	浄化槽法10条に拘らず、条例等の定めにより独自に管理基準を定められるように法改定されることを希望する。	浄化槽法10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。	環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業は、従来の下水道一辺倒の汚水処理施策整備を見直すものとして、即時性、経済性、効率性等の効果が期待されている。 しかし、その施設管理に関しては、従来からの「個人管理」を前提とした管理ルール(浄化槽法10条)が適用され、実情に適した効果的な市町村独自の管理体制の構築を阻んでいる。 500基を超える浄化槽を管理する本市では、各家庭の生活パターンに適した最適な状態の保持に務めている。それによってほとんどの浄化槽は法律に定められた放流基準を、遥かに下回る管理を実現している。このように管理者(市町村に限る)の責任で十分な管理体制を有する場合(浄化槽市町村整備推進事業)については、市町村が独自に条例や規則で管理基準を定めるべきである。 管理能力を有する市町村の公共事業の浄化槽も、管理能力を有しない個人が私的に管理する浄化槽も、同様に扱われており、管理経費の適正化の障害となっている。

15	屋外広告物法・大阪府屋外広告物条例	<p>1)屋外広告物法第9条の改正 平成16年の法改正により、屋外広告業の登録制度が創設されたところであるが、依然として、登録業者における違法掲出が跡を絶たない。適正に屋外広告業を営む事業者との差別化を図るため、業については登録制度から許可制度への移行が可能となるよう法改正を望む。</p> <p>併せて、屋外広告士の資格を国家資格とし、適正な知識及び経験を積んだ者のみに業を営む権利を付与する法体系の形成を望む。</p> <p>2)大阪府屋外広告物条例第7条の改正 現在、大阪府屋外広告物条例で定められている経過措置の期間に関しては、最大3年とされているが、法遡及の原則から鑑みた場合、既存不適格の扱いについてはもう少し柔軟な扱いとする必要があると思われる。</p> <p>大阪府においては、実際に現状の経過措置期間を経過した屋外広告物の撤去指導は行っておらず、事実上の野放し状態となっており、新たな基準に適合していない物件は全て違法掲出状態に移行しているのが現状である。</p> <p>府内において事務移譲の推進を行う以上は、移譲市における条例運用が適正に進められるよう条例改正等の検討を強く求める。</p>	<p>1)屋外広告物法第9条、大阪府屋外広告物条例第22条 2)大阪府屋外広告物条例第7条、同条例施行規則第9条</p>	<p>1)屋外広告士資格については、都道府県が開催する講習会への参加を行えば取得することが可能であり、業の登録についても同資格を保有しておれば簡単に行なうことができ、粗悪な技術及び関連法規等の屋外広告物の設置に関する法知識の乏しい者であっても業を営むことができる。同資格の国家資格化及び業の許可制度を創設することにより、適正な知識及び経験を有する者のみに業を営む権利を付与すべきである。</p> <p>2)大阪府における条例運用と実情があまりにも乖離しているため。</p>
16	大規模小売店舗立地法に係る市町村への意見の照会	<p>市町村から出した意見をより反映していただきたい。</p>	<p>大規模小売店舗立地法第8条第1項</p>	<p>市町村に隣接地域保持のため意見を聴かなければならないとあるが、市町村で意見を出しても、大阪府は「意見なし」として意見に反映してもらえないという現状がある。</p>
17	大阪府への派遣職員	<p>大阪府への市職員の研修派遣について、派遣職員が大阪市の業務を行うことがあった場合に協定書が複雑(2ヶ所と交わすなど)にならないよう、また時間外勤務等の支払いにかかる源泉徴収事務も府市同一となるよう配慮願いたい。</p>	<p>「大阪府市町村職員研修生取扱要綱」</p>	

<p>18</p>	<p>各種基幹統計調査市町村交付金にかかる流用の取扱いについて</p>	<p>各種基幹統計調査市町村交付金にかかる科目間流用の際に、事前の流用承認の対象となる科目及び事前の流用承認が必要な要件が、所管省により異なるため、同一の基準となるよう統一を図りたい。</p>	<p>総務省「基幹統計調査地方公共団体委託費取扱要綱」 経済産業省「商工業統計調査事務等地方公共団体委託費事務取扱要領」 文部科学省「教育統計調査委託費の取扱い」</p> <p>平成24年度統計調査市町村交付金経理事務の留意事項のうち 「平成24年度市町村交付金にかかる流用の取扱いについて」 (別紙参照) (平成25年度分はまだ送付されていません。)</p>	<p>上記の内容について、平成23年度に経済産業省所管の交付金にかかるもののみ改正され、同種の交付金でありながら所管省により要件が異なり、事務が煩雑となるため。</p>
-----------	-------------------------------------	--	---	--

19	病院、診療所巡回診療(健診)実施計画書」に添付する書類の簡素化。	保健センター以外の公共施設で行われる集団成人歯科健診(年2回)や、10月開催のイベント「健康まつり」の歯科医師会のブースで行われる口腔年齢測定やフッ素塗布等において、事業実施前に「病院、診療所巡回診療(健診)実施計画書」を保健所に提出している。その際の添付書類として、医師各々の履歴書と歯科医師免許の写しを提出しているが、成人歯科健診や健康まつりには必ず歯科医師会所属の歯科医師が出務しているため、計画書の内容と歯科医師免許の写しで十分であり、履歴書の提出について、添付書類の簡略化を要望する。医科も同様。		病院、診療所巡回診療(健診)実施計画書」提出時に、医師各々の履歴書および歯科医師免許の写しを添付している。ただ、規制の根拠を見る限りでは、履歴書及び歯科医師免許の写しの提出まで明記されておらず、歯科医師の確認については歯科医師免許の写しのみで十分であり、履歴書まで提出する必要があるのか。添付する書類の簡素化を図りたい。
20	希釈放流施設整備協議時における前提要件の見直しについて	し尿の「希釈放流施設建設」に関する大阪府(下水道終末処理場関係部署)との協議等の際、その要件として、「下水道普及率の現状90%。5年以内に100%達成の見込みが立っていること。」等が示されるケースがあるが、協議等に際しての、要件の附帯の見直しをしていただきたい。		本市では、浄化センターの老朽化等を契機として、し尿の効率的な処理方法の検討を行っている。「希釈放流施設」についての実現性等の検証にあたっては、大阪府との情報交換等が重要であるが、上記要件が障害となっている。各市の状況を認識いただき、該当終末処理場の有効活用を考慮する等、総合的に判断いただくためにも、上記要件等の附帯を見直すべきである。
21	エネルギー使用、温室効果ガス換算排出量に係る各種届出・報告の簡素化について	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の「定期報告書」届出により、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の「排出量報告」を行ったとみなされているように配慮いただいているところであるが、大阪府温暖化の防止等に関する条例の「実績報告書」届出に関しても、上記2法と連携し報告事務の簡素化ができないか検討していただきたい。	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)第63条第1項 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)第21条の2第1項及び第2項 大阪府温暖化の防止等に関する条例第11条第1項	エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)に基づく届出については、事務簡素化の観点から、併用を認める運用となっている。同様の観点から、上記大阪府条例に基づく報告についても、国への報告をもって代える等、事務の簡素化を実施するべきである。

22	大阪府特定非営利活動促進法施行条例に係る手続の簡素化について	大阪府内(大阪市・堺市を除く)で本市と同様に権限を移譲された市町村間で特定非営利活動法人の住所変更等の届出や認証事務があった場合、大阪府を経由せずに、直接権限を移譲された市町村間で連絡をできるように措置していただきたい。	大阪府特定非営利活動促進法施行条例 第23条	現状では、移譲を受けた市町村間における事務を含め、当該市町村外に関わる事務については、大阪府を経由して住所変更等の届出や認証を下すことになっているが、大阪府を経由せずに直接移譲を受けた自治体が直接やりとりしても、大阪府に提出する月例報告で実態を把握できると考えられることから、直接市町村間で事務ができるようにすべきである。
23	道路・河川占用における占用許可更新手続の際の書類添付について	道路・河川占用における占用許可の更新手続について、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用する等して申請時に必要以上の書類添付を廃止するべきではないでしょうか。	河川法第24条第1項 道路法32条第1項 道路法施行規則第4条第の3第1項、第2項 大阪府「道路占用規則」第3条、第4条	昭和50年1月30日付建設省政発第9号建設省道路局路政課長通達「道路占用の手続等について」に更新申請時の添付書類について、(当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用する等、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。)とある理由から、必要以上の書類添付は廃止するべきではないでしょうか。 但し、上記建設省通達については、道路占用に対してであるため、河川法においても適用されるかどうかご判断頂く必要があると思われま。
24	身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免	身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免申請の際に必要な書類の中で、「身体障がい者等と生計を一にする方が生計を一にしている事実を証する書面及びその続柄を証する書面」として「民生委員の状況確認書」については除外すべき。	大阪府税条例 第73条	身体障がい者等に係る自動車税・自動車取得税の減免申請の手続において、「民生委員の状況確認書」を求める場合がある。しかしながら、民生委員が各家庭、特に別居している家庭の生計について確認するのは難しく、発行したとしてもその事実を裏付けするものは何もない。 また、民生委員による状況確認書発行が困難な場合に、申請者と民生委員の間でトラブルとなるケースも見受けられ、各地域を担当する民生委員への負担が大きくなっている。 このことから、民生委員の状況確認書をもって減免の措置を行うという制度自体を見直すべきである。

25	し尿処理の下水道放流	<p>現在、し尿処理(浄化槽汚泥を含む)については、各市町村において処理されており、原則流域下水道への投入は認められていない。今後人口減少社会が本格化してくると終末処理場の処理能力についても余剰が想定されることから、これまで原則として認めていないし尿処理(前処理後)の下水道放流について検討されたい。</p>		<p>府内のし尿処理施設については、総じて老朽化が進んでおり、今後のし尿処理施設のあり方が課題となってきている。一方、大阪府においても論じられているように人口減少社会が本格化するとこれまでの人口構造等で設計されている施設規模等に余裕が生じることも想定できる。そうした中、府全域で新たな投資(し尿処理施設の更新)を極力押さえ、いまある資源を活用することのできる仕組みが有効ではないかと問題提起をするものである。</p>
26	府道及び府管理河川等の代理申請事務について	<p>個人が府道や府管理河川等に占用物を設けたり施行承認を受けたりする時に、直接、個人からの占用(施行承認)申請は受付されず、市町村名の代理占用(施行承認)申請を行うよう指導されるため、現在、市町村が個人に替わって代理申請を行っているが、本来、個人の占用(施行承認)行為であるので、直接、個人から申請を受付けるべきと考えます。</p>	<p>道路法第24条、32条 河川法第24条、26条</p>	<p>直接、個人からの占用(施行承認)申請は、受付されず、市町村が個人に替わって代理申請するよう指導されているが、市町村が個人に替わって代理申請しないといけない理由や根拠が判然としない。 府と個人の間市町村が入ることにより、個人、市町村共に事務が増え、市町村としては、直接関係の無い物件の管理者等になっている。 本来、施設管理者である大阪府と占用(施行承認)行為を行いたい個人の二者間で直接、手続きを行うべきであるので、市町村からの代理申請でないと受付しないという制度は改めるべき。</p>